



# 鳥取県公報

平成16年 7月30日(金)  
号外第113号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の一部改正(553)(企画防災課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第553号

鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程(平成15年鳥取県告示第321号)の一部を次のように改正する。

平成16年 7月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体においては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体においては境港水産事務所長。以下「局長等」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により登録した愛護団体について、<u>団体の名称及び代表者の氏名、団体の所在地及び連絡先、構成人数、活動予定場所、登録日等を明記した台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。</u></p>	<p>(愛護ボランティア団体の登録)</p> <p>第3条 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体、水防団、消防団、青年団、老人会、婦人会、学校関係団体、スポーツ同好会その他これらに類する団体が土木施設の愛護活動を行うため県から支援又は清掃等の業務委託を受けようとするときは、様式第1号による土木施設愛護ボランティア団体登録申請書を所轄地方県土整備局長又は所轄総合事務所の県土整備局長(鳥取港若しくは田後港又は網代漁港の愛護活動を行う団体においては鳥取港湾事務所長、境漁港の愛護活動を行う団体においては境港水産事務所長。以下「局長等」という。)を経由して、知事に提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により登録した愛護団体について様式第3号による台帳を作成し、及びこれを保管するものとする。</p>

(愛護ボランティア団体の登録の変更)

第4条 前条第2項に規定する登録を受けた愛護団体が団体の代表者の氏名、団体の所在地、連絡先、構成人数又は活動予定場所を変更しようとする場合は、様式第3号による土木施設愛護ボランティア団体登録変更届を局長等を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体について、前条第3項の規定により作成した台帳を修正し、及びこれを保管するものとする。

(愛護ボランティア団体の登録の取消し)

第5条 第3条第2項に規定する登録を受けた愛護団体がその登録の取消しを受けようとするときは、様式第4号による土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書に同項の登録証を添えて、局長等を経由して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による提出があった愛護団体についてその登録を取り消し、当該愛護団体に関する台帳を廃棄するものとする。

(愛護団体の活動)

第6条 略

第7条 略

第8条 略

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

第9条 略

2 協議会は、毎年度当初及び毎年度末に開催するものとし、当該年度に愛護団体が実施する第6条の活動に関する計画の調整及び当該活動の実績の評価を行う。

(その他)

第10条 略

様式第1号(第3条関係)

土木施設愛護ボランティア団体登録申請書

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

土木施設を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体としての登録を受けたいので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 団体の名称及び代表者の氏名
- 2 団体の所在地及び連絡先
- 3 構成人数
- 4 活動予定場所
- 5 その他

(愛護団体の活動)

第4条 略

第5条 略

第6条 略

(愛護ボランティア団体活動推進協議会)

第7条 略

2 協議会は、毎年度当初及び毎年度末に開催するものとし、当該年度に愛護団体が実施する第4条の活動に関する計画の調整及び当該活動の実績の評価を行う。

(その他)

第8条 略

様式第1号(第3条関係)

土木施設愛護ボランティア団体登録申請書

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

\_\_\_\_\_を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体としての登録を受けたいので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 団体の名称及び代表者の氏名
- 2 団体の所在地及び連絡先
- 3 構成人数
- 4 活動予定場所
- 5 その他

様式第2号(第3条関係)

登 録 証

団体名

土木施設を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体として、貴団体を登録したことを証します。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第2号(第3条関係)

登 録 証

団体名

\_\_\_\_\_を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体として、貴団体を登録したことを証します。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第3号(第3条関係)

土木施設愛護ボランティア団体登録台帳

団体の名称 及び代表者の氏名	団体の所在地 及び連絡先	構成人数	施設名		登録日
			活動予定 場所		

様式第3号(第4条関係)

土木施設愛護ボランティア団体登録変更届

年 月 日

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

下記のとおり登録内容に変更があったので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第4条第1項の規定により届け出ます。

記

	変更前	変更後
代表者の氏名		
団体の所在地		
連絡先		
構成人数		
活動予定場所		

様式第4号(第5条関係)

土木施設愛護ボランティア団体登録取消申請書

年 月 日 印

職 氏 名 様

団体の名称  
代表者 住 所  
氏 名

下記の理由により土木施設を愛護する活動を行う土木施設愛護ボランティア団体としての登録を取り消してほしいので、鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程第5条第1項の規定により登録証を添えて申請します。

記

登録の取消しを求める理由

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成16年8月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の規定により交付されている登録証は、この告示による改正後の鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程の規定により交付された登録証とみなす。